

東根市 令和8年度中学校部活動方針 概要版

1 部活動基本方針

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との人間関係を構築したり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。また、生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め、人間形成においても大きな影響を与える大切な活動である。

しかし、一方では、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなってきている。また、勝利至上主義から、生徒の健康が危惧される程の過度な活動が行われたり、全ての生徒の学習の成果が発揮されることのない運営・指導体制に陥ったりするとともに、専門性や意思に係らず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制による、教員の心身の負担増大なども指摘されている。

このことを踏まえ、生徒・保護者・教員にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点のひとつとして学校部活動が存在し、その意義を下記に明確に示し、適正に実施されることを目指す。

学習指導要領総則に示された部活動の意義を踏まえ、適正な教育計画としての部活動を構築する。

- 1 スポーツや文化芸術等に親しむことを通して、バランスのとれた心身の成長と、豊かな生涯スポーツあるいは生涯学習を実現するための資質・能力の育成を図る。
- 2 部活動内容の効率化・効果化と、体罰・ハラスメントの根絶等、適正な指導体制を構築し、生徒の自主的で自発的な参加を大切にする。
- 3 これからの部活動の在り方について、保護者・地域の理解を得るために啓発に更に取り組み、連携・協働して、持続可能なスポーツ・文化芸術環境をつくる。

1 各中学校における部活動方針の制定

- ◆各校で部活動方針を作成 ⇒教職員、生徒及び保護者、地域に周知（⇒東根市教委に報告）

2 適切な指導の実施

- ◆顧問・部活動指導員・校長委嘱指導者による、体罰・ハラスメントの根絶。

3 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の構築

- ◆任意加入制 ◆性別・障がいを問わず、一人一人の違いに応じた挑戦の支援
- ◆適切な教育課程による部活動体制づくり

4 部活動の実施日時

◆実施日

①平 日	週4日以内
②土・日曜日	両日実施しない
③休日・祝日	実施しない
④長期休業日	①～③に準ずるが、連続した休養日を設定する

◆活動時間

平 日	1時間以内
-----	-------

- ・始業前活動は行わない。
- ・実施時間の延長は行わない
- ・テスト前の部活動休止期間を定める。

5 年間活動計画及び年間活動実績

- ◆部活動顧問は、年度当初に年間活動計画を作成し、校長に提出
※年度中の変更も、校長に提出
- ◆部活動顧問は、年度末に年間活動実績を作成し、校長に提出（⇒東根市教委に報告）

6 学校管理下外の生徒の活動

- ◆学校外クラブ等の所属状況を把握
・必要に応じ「心身の健康・安全」の視点で助言
- ◆任意加入であることの確認

7 大会、発表会、コンクール等への参加

- ◆参加する大会等の精査
- ◆県外開催大会等は、校長、教育委員会の承認
- ◆学校外クラブ等所属生徒の参加状況を把握
・必要に応じ「心身の健康・安全」の視点で助言



主体・選択
改革

8 部活動運営委員会の設置及び保護者、地域との連携

- 各校の部活動方針を説明し、理解と協力を得る
- ◆「部活動」の捉え
- ◆保護者会が単独で練習会等を行わないこと
- ◆部活動運営費の管理を保護者会で行うこと